

令和6年度以降の研究倫理教育及び研究費公正執行教育の実施方針

令和6年3月5日  
研究推進会議

	研究倫理教育	研究費公正執行教育及び誓約書の徴取
① 関連規則	琉球大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程  第5条2項 1・2・4号	国立大学法人琉球大学における公的研究費の不正防止のための管理・監査体制に関する規程  第5条2項 1・2号
② 実施頻度	3年に1度一斉受講を実施する  新規採用者は採用年度に実施する  ガイドラインの改訂等、必要性が生じた場合は、適宜一斉受講を実施する	3年に1度一斉受講を実施する  新規採用者は採用年度に実施する  ガイドラインの改訂等、必要性が生じた場合は、適宜一斉受講を実施する
③ 実施体制	各部局等のコンプライアンス推進責任者（部局等の長）は、当該部局等の構成員に対し、部局等内における研究活動上の不正行為の防止するためのコンプライアンス教育を実施する	各部局等のコンプライアンス推進責任者（部局等の長）は、当該部局等の構成員に対し、部局等内における公的研究費の不正防止のためコンプライアンス教育を実施する
④ 対象者	研究に関わる全ての構成員  ※全ての教員（特任教員、研究員を含む）、全ての職員（非常勤職員を含む）及び学生のうち研究に関わる者等 ※構成員のうち公的研究費を受給中の者、申請予定のある者 ※その他研究者番号を有する者	公的研究費に関わる全ての構成員  ※全ての教員（特任教員、研究員を含む）、全ての職員（非常勤職員を含む）及び学生のうち公的研究費に関わる者等。
⑤ 学習形式	eラーニングによる学習  ※対象者は、本学が指定する学習コース（eAPRINに設定するいずれかのコース）を受講する 【琉球大学コース】 責任ある研究行為（理工系） 【琉球大学コース】 責任ある研究行為（人文系）	eラーニングによる学習  ※対象者は、本学が指定する学習コースを受講し、コンプライアンス推進責任者へコンプライアンスに関する誓約書を提出する

⑥ 受講 期間	<p>4月1日在籍者については、当該年度の9月末日まで、4月1日より後に採用される者については、採用された月の末日の翌日から起算して5月を超えない期間内、10月1日以降採用される者については、当該年度の末日までを受講期間とする</p> <p>※部局等において、上記の期限を超えない範囲で、独自の期限を設定することも可とする</p>	<p>4月1日在籍者については、当該年度の9月末日まで、4月1日より後に採用される者については、採用された月の末日の翌日から起算して5月を超えない期間内、10月1日以降採用される者については、当該年度の末日までを受講期間とする</p> <p>※部局等において、上記の期限を超えない範囲で、独自の期限を設定することも可とする</p>
⑦ 理解 度の 把握	<p>対象者は、本学が指定する学習コースを受講した上で理解度テストを受け、80%以上の正答をもって受講完了とする</p>	<p>対象者は本学が指定する学習コースを受講した上で理解度テストを受け、80%以上の正答をもって受講完了とする</p> <p>※コンプライアンス推進責任者は、対象者から、コンプライアンスに関する誓約書を徴収する</p>
⑧ 未 受 講 者 等 へ の 方 策	<p>コンプライアンス推進責任者は、未受講者に対して、eラーニング受講の督促を行うとともに、受講未完了の者に対しては、再教育及び理解度再調査、再受講の督促を行う</p>	<p>コンプライアンス推進責任者は、未受講者に対してeラーニング受講の督促を行うとともに、受講未完了の者に対しては、再教育及び理解度再調査、再受講の督促を行う</p>
⑨ 完 了 報 告	<p>コンプライアンス推進責任者は、全対象者の受講完了を確認の上、実施報告書を総括管理責任者（研究担当理事）へ提出する</p>	<p>コンプライアンス推進責任者は、全対象者の受講完了及び誓約書の提出を確認の上、実施報告書を総括管理責任者（研究担当理事）へ提出する</p>